

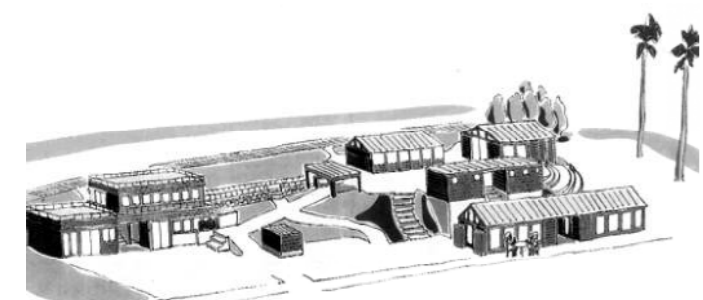
②観光農業・体験農業の現状と今後の方向性は？  
<答弁>

市内では苺狩りなど観光客向けの大規模なものをはじめとして多様な品目での観光農業が展開され増加傾向にある。一方で農村資源を活用した体験農業も展開されています。市としても情報を一括して発信できるよう、生産者と観光事業者の連携を強く支援をしていきます。

③地域振興の要所『道の駅』の早期建設は？  
<答弁>

食のまちづくりの拠点施設は道の駅の機能を持たせた総合的な施設として、「食のまちづくり計画」どおり平成30年の稼働開始を目標とします。

**解説** 国の農業政策は、後継者不足や高齢化による生産力の低下、また輸入農産物との競争力の保持のために大規模農家の育成に力点が置かれています。多様化した日本の農業は、地域の特性を生かした独自の活性化策が必要です。事実、館山の農業の現場では、農地の著しい集積と大規模化は難しく、直販、体験、観光等の新たな形態が見られます。したがって、今後の農業振興策は館山ならではの政策が求められています。それを今具体化するのが「食のまちづくり計画」および「道の駅」の建設ですが、計画では段階的な稼働を目指しています。しかし、待望の「道の駅」がオープンした場合、マスコミをはじめ観光業者や観光客の注目を集め、なによりも館山市民が完成された施設を納得して応援が出来る事が大事です。



地方創生の拠点づくりがいま全国各地で展開されている

何事も最初が大事です。道の駅が周辺に点在する現在、新規参入は、それを越えなくてはなりません。行政の資金投入と熱意がすべてを決めます。

**【質問】改正鳥獣保護法の施行後の鳥獣被害対策はどのように強化されるのか**

<答弁>

改正鳥獣保護法ではワナ免許の取得年齢が20歳以上から18歳以上へ引き下げや、国・県が認定鳥獣捕獲等事業者に委託できる「指定管理鳥獣捕獲等事業」が新設され、また、ワナ免許取得の負担軽減のために取得試験の県南地域での開催を要望します。

**解説** 鳥獣被害に関する質問は3月議会でも行いました。行政は補助金等の設置により防護柵やワナ免許の取得の補助を行っているとの答弁であり、今回も同様の答弁でした。大事なことは捕獲等の実務者が望む具体的な要望に応えることです。まだまだ現場の実態が理解できていないとは思えません。今後は、具体的な要望を関係者や市民による署名運動として市に提出するべきと考えます。

**農作物に被害を与える鳥獣害**

大型の獣 イノシシ  
シカ  
サル  
クマ

中型の獣 アライグマ ハクビシン イタチ  
ヌートリア タヌキ キツネ

小型の獣 ネズミ モグラ ウサギ



鳥獣害による農作物への被害は年々深刻の度を増している

**【質問】空き家対策特別措置法の全面施行により対策は強化されるのか。**

<答弁>

特別措置法の全面施行により、立ち入り調査や除去・修繕等の勧告、命令などの権限の行使が可能になりました。市では関係団体（町内会、消防団、警察署、県土木事務所、消防署）で組織する老朽危険空き家等対策会議において対策の検討をして実態調査しました。今後は調査結果を基に情報交換をしながら国の基本指針を参考に、必要に応じて条例化を図ります

**解説** 市民からの空き家・空地の管理に関する相談や要望は、昨年は合計84件、解決は37件。これら空き地・空き家の対策は、相談の解決はもちろんのこと、荒廃した空き家・空地を発生させないための所有者の責務を強く周知させることが重要です。国で規定したこの法律をいかに広く伝え、法的な対応をどこまで出来るかが今後の課題でもあります。



**【質問】県道「主要地方道館山白浜線」および「一般県道館山千倉線」の道路整備の今後の方針は**

<答弁>

「主要地方道館山白浜線」および「一般国道館山千倉線」の歩道整備は現在のところ予定には入っていません。市としては今後も千葉県に対して要望をします。

**解説** 「無いよりはある方がいい」「狭いよりは広い方がいい」「危険よりは安全な方がいい」そんな言葉で道路整備の重要性を訴えました。生活や物流等、道路の役割は計り知れません。また、通学路の安全対策は最優先事項です。この質問は、二つの県道沿いの地域住民の強い要望により行いました。館山千倉線に関しては地元からの要望が届いておりませんが、道路整備は時間がかかります。当面は危険表示等の対処とともに安全に気を配ることが必要です。



歩道のない幹線道路は住民にとっては危険がいっぱい。

**中道 18歳選挙権法の成立**

選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が6月17日の参院本会議で、全会一致で可決成立しました。これにより来年夏の参院選から「18歳選挙権」が実現する見通しです。この法案は、自民、公明、民主など与野党6党が共同提出したものであり国会として現選挙制度および国民の政治参加の必要性を強く認識した結果といえます。ある調査によると、調査をした191か国・地域のうち9割以上の国で18歳選挙権を導入しているとのこと。今後は、日本でも高校生の一部に選挙権が与えられるなど、社会や地域の問題を身近に感じて主体的に関われるようにするための教育が課題となります。

そのため教育現場でどのように選挙権が取り扱われるか注視するとともに、少年法との関係も注目されます。学校教育で政治参加の権利の行使を教え、さらにこの法律で、18歳からの投票を当然と捉えるようになれば、結果として、投票率の低下を抑え政治への関心が高まるという大きな目標が達成されるにちがいません。



18歳からの選挙権実現は若者を応援する公明党のかねてからの主張

一般的に、高校を卒業して二十歳まで政治に無関心な日々を過ごし、いきなり明日から選挙に行きなさいと言われ、どれほどの青年が迷わずに投票をするでしょうか。学校から社会へと、切れ目のない「主権者教育」が日本の政治を変え、ひいては日本の発展につながる時代が必ず来ると信じたいものです。